保健センターお知らせ

お子さんを感染症から守るために!!
予防接種 は お済みですか？

予防接種は、お子さんを感染症から守るために、ワクチンを接種することで病気に対する抵抗力をつけるものです。個人を感染症から守るだけでなく、社会全体として感染症の流行を抑えます。

予防接種には、「法律による予防接種」と「任意の予防接種」があります。

「法律に基づく予防接種」は対象年齢が定められており、公費（無料）で受けられます。対象年齢を過ぎると任意接種（有料）となりますので、母子手帳で接種状況を確認し、計画的にお受けください。

特に、麻しん風しん混合ワクチン2期（年長）・3期（中学1年生）・4期（高校3年生）は、平成22年3月31日までが接種期間となり、次の接種機会はありませんので、ご注意ください。

「任意予防接種」には、おたふくかぜ・水痘・ヒブ・インフルエンザなどがあります。

予防接種における対象年齢とは、公費（無料）で受けられる期間で、始まりは対象年齢になった当日、終わりは、対象年齢になる前々日までです。

お子さんの体調、病気の流行状況をみて、かかりつけ医師と相談し受けるようにしてください。

問い合わせ
保健センター
☎258－1236
FAX258－5994

ママのリフレッシュ検診

お子さんの成長には目をみはるものがありますね。子育て中は、日々あっという間に過ぎていくのではないでしょうか？

でも、子育てはお母さんが元気なことも大切です。ちょっと一息、ご自分の体を振り返ってみませんか？

日時　10月20日㈫、午前9時30分～11時30分
場所　保健センター　**費用**　500円（骨検診代）
定員　30人（定員になり次第締め切ります）
内容　骨粗しょう症検診・歯周疾患予防教室・血圧測定、体脂肪測定、尿検査をセットで受けられます。
申込方法　電話（受付は9月15日㈫より）
※検診を受けている間、お子さんが遊べる部屋を用意します。
申込み・問い合わせ
保健センター　☎258－1236・FAX258－5994

胃がん検診

対象者　三芳町在住の満35歳以上の人
検査方法　バリウム検査　**費用**　500円
定員　400名（定員になり次第締め切ります）
場所　保健センター
受付日
【女性】9月10日㈭、午前9時～午後5時15分
【男性】9月11日㈮、午前9時～午後5時15分
9月14日㈪以降は、定員に満たない場合に限り受け付けます。
申込方法　電話・保健センター窓口
電話で、①希望日・時間帯　②氏名　③生年月日　④住所　⑤電話番号の順にお願いします。
申込み・問い合わせ
保健センター　☎258－1236・FAX258－5994

【実施日】

時間＼日付	11月25日㈬	11月26日㈭	11月27日㈮
8時～	女性	男性	女性
8時30分～			
9時～			
9時30分～			
10時～			
10時30分～	男性		
11時～		女性	男性
11時30分			

《注意》　今年6・7月に胃がん検診を受けられた人は受けられません。また、開腹手術をした人は、医療機関での受診をおすすめします。

ポリオ生ワクチンの接種

日付	対象地区
9月28日㈪	竹間沢・みよし台
10月5日㈪	上富・北永井
10月15日㈭	藤久保第1区・2区・3区
10月26日㈪	藤久保第4区・5区・6区

場所　保健センター
受付時間　午後1時30分～2時15分
対象　生後3～90か月未満の乳幼児
●1か月以内に麻しん等の感染症にかかった人、ひきつけをおこしてから1年以上経過していない人は受けられません。
●体温は会場で計っていただきます。
●予防接種手帳・母子健康手帳を忘れずに持参してください。
問い合わせ
保健センター　☎258－1236
FAX258－5994

男性のための料理教室 ～厨房への入口講座～

料理は「何を食べようか？何を作ろうか？」というおもいからはじまります。この講座は料理を作るだけでなく、メニューの考え方からスーパーでの買い物、そして調理、もちろん食べることまでをプログラムしました。調理がはじめてという方も大丈夫。食生活改善推進員と厨房への入口を体験してみませんか。

場所　保健センター　**定員**　20名（申込順）
対象　2日間参加できる男性　**参加費**　400円
※定員になり次第締め切ります。
申込み・問い合わせ
三芳町食生活改善推進員協議会事務局
（保健センター内）☎258－1236・FAX258－5994

【日程】

	日付	時間	内容	持ち物
1日目	9月30日㈭	10：00～12：00	メニュー検討・買出し	筆記用具 参加費
2日目	10月1日㈭	10：00～13：00	調理実習	エプロン 三角巾（バンダナ可） 手拭いタオル

国保

国民健康保険の新しい保険証をお送りします

平成21年10月1日より、国民健康保険被保険者証の更新を行います。今まで使用されていました被保険者証の有効期限は、平成21年9月30日となっていますので、9月中に新しい被保険者証を世帯主宛に簡易書留郵便で送付します。配達時に不在の場合には、「お知らせ」が置かれますので所定の手続きを行い、新しい保険証を受け取ってください。

既に、他の健康保険に加入している人は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

退職者医療制度 対象になったら必ず届け出

退職者医療制度について

会社などを退職し、現在国民健康保険に加入している方が、年金を受けられるようになった場合は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。年金証書を受け取った日から14日以内に国保年金係に届け出をしてください。

該当する方

①厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受給していて、その加入期間が20年以上ある方、もしくは40歳以降に加入期間が10年以上ある方
②該当者（退職者）本人の被扶養者
③65歳未満の方
※退職者医療制度に該当した方も国民健康保険税や医療費の一部負担金などは、一般被保険者と同じです。

問い合わせ　住民課（153～156）